

## 当協会への競争入札資格審査申請について

(公財) 高知県のいち動物公園協会

入札説明書3 入札参加資格の審査に関する事項の別に定める競争入札資格審査申請書については、別添の高知県が定める「競争入札資格審査申請要領」に基づき、必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して当協会総務企画課あて提出してください。

なお、要領の各様式の宛名については、「高知県知事濱田省司」を「公益財団法人高知県のいち動物公園協会理事長 堀田幸雄」に訂正のうえ記入をお願いします。

## 競争入札参加資格審査申請要領

高知県が令和3年度から令和5年度までに発注する物品の購入（製造を含む。）、サービス（清掃、警備、設備保守管理を除く。）の契約に係る競争入札に参加を希望する事業者は、この要領により関係書類を提出してください。

**競争入札参加資格者登録名簿に登録されると、一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格が得られますが、自動的に又は直ちに指名や発注があるという制度ではありませんので、ご注意ください。なお、この名簿については高知県情報公開条例に基づき、公開します。**

**登録は一事業者一登録のため、同一事業者による複数の申請、登録はできません。**

登録された事業者（以下「登録事業者」という。）のうち県内事業者（高知県内に本支店又は営業所がある者を含む。以下同じ。）と県外事業者（県内事業者以外の登録事業者。以下同じ。）がある場合にあっては、原則として県内事業者を優先します。

また、平成17年10月から実施している「物品電子調達システム」（以下「電子調達」という。）へは、県外事業者は参加できません。（電子調達についての詳細は、高知県総務事務センターホームページ（アドレス <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180301/>）内に掲載しています。）

### 1 資格審査を申請できない事業者

- (1) 資格審査事項（営業概要書（第2号様式）に記載する内容）が次のアからエまでの全てに該当している者
  - ア 営業年数 1年未満
  - イ 従業員数 5人未満
  - ウ 直前の1事業年度分の販売（製造）実績高（千円未満切捨て） 5,000千円未満
  - エ 自己資本額（千円未満切捨て） 10,000千円以下
- (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 営業に関し法令上必要な要件を備えていない者
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (5) 手形又は小切手の不渡り事故を起こし、銀行当座取引を停止されている者
- (6) 審査基準日（申請月の前月の初日とする。）の前日までに納期限の到来した都道府県税を滞納している者（資格審査の申請をするまでに完納した者及び新型コロナウイルス感染症の影響により徴収の猶予を受けている者を除く。）
- (7) 消費税及び地方消費税を滞納している者（資格審査の申請をするまでに完納した者及び新型コロナウイルス感染症の影響により納税の猶予を受けている者を除く。）
- (8) 個人住民税の特別徴収義務者として特別徴収を行っていることの申告、新規事業者で特別徴収義務者として今後特別徴収を行うことの誓約又は特別徴収義務者となった場合に特別徴収を行うことの誓約のいずれも行わない者
- (9) 次の各号のいずれかに該当すると知事が認めるもの
  - ア 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
  - イ 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
  - ウ 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
  - エ 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
  - オ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

- カ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- キ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- ク 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- ケ 役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- コ 役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

## 2 資格有効期間

登録の日から令和6年3月31日まで。

## 3 受付期間

令和3年4月2日から随時受け付けます（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。  
なお、開庁日は午前8時30分から正午、午後1時から5時15分までです。  
また、登録日は申請書を受理した月の翌々月の初日になります。

## 4 提出書類

別紙「資格審査申請に必要な提出書類」のとおり。

## 5 提出方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り郵送としてください。やむを得ず、持参による申請をされる方はマスクの着用等の対策をお願いします。

**※持参による場合、対面での書類審査は行いません。不備等あった場合は、後日電話にてご連絡します。**

## 6 申請書の提出及び問い合わせ先

高知県会計管理局総務事務センター 会計・物品担当  
〒780-8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号  
電話 088-823-9788（直通） F A X 088-823-9266  
メールアドレス 180301@ken.pref.kochi.lg.jp

## 7 名簿登載の項目

- (1) 商号又は名称、代表者職氏名
- (2) 郵便番号、電話番号、F A X番号、住所
- (3) 営業種目
- (4) 本店・支店・営業所等の郵便番号、電話番号、住所、その他特記事項

## 8 申請書等の記載上の注意事項

申請書等の記載にあたっては、下記の事項をよく読んで、誤りや記載漏れがないように正確に記入してください（**郵便番号、日付け及びフリガナも必ず記入してください。**）。

書類の訂正は二重線を引き、実印で訂正のうえ、その上段に記載してください。

**修正液、修正テープは使用しないでください。**

**提出した申請書等の控えを必ずとるようにしてください。**

- (1) 競争入札参加資格審査申請書（第1号様式）
  - ア 「申請者」は、法人の場合は本店代表者、個人の場合は本人になります。
  - イ 「実印」は、印鑑証明書で証明されている実印を押印してください。
  - ウ 「**記入担当者**」は、**申請書の記載事項に関する県からの問い合わせに答えられる方を必ず記載してください。**
  - エ 「登録事業所」の欄は、高知県と取り引きする事業所（本店、支店等）について記載してください。  
ただし、支店、営業所等で登録する場合は、取り引きする権限（委任状に記載されている全ての事項）

が委任されていることが必要です。

「営業種別」は、**営業種目一覧表（第4号様式）**から主とする業種を1種のみ選び、番号と種別名を記載してください（営業種別を1種としているのは、競争入札参加資格者登録名簿の整理上の都合によるものであって、競争入札の参加の範囲を限定するものではありません。）。ただし、**営業種別番号 61「印刷」は印刷機械設備を所有し、自社で印刷を行える者に限ります。**

オ 「使用印鑑」は、高知県に提出する契約書等の書類に使用する登録事業所の印鑑を押印してください。法人の場合で、代表者印に商号が刻印されていないときは、社印も押印してください。

(2) 営業概要書（第2号様式）

審査基準日（申請月の前月の初日）現在の状況を記載してください。

ア 高知県内にある事業所の住所等

申請者及び登録事業所が高知県外であって、高知県内に支店、営業所等がある場合は、必ず記載してください。ただし、複数の事業所がある場合は、主たる事業所のみ記載してください。

この欄に記載があり、かつ、高知県税の納税証明書の提出がある場合は、県内事業者として取り扱います。

イ 従業員数

審査基準日の前日における本店、支店等組織全体の従業員数（アルバイト及びパートタイムを除く。）を記載してください。個人の場合は、事業主も含めた人数、特定非営利活動法人の場合は、常勤の理事及び常勤のアルバイト等の従業員を含めた全ての人数を記載してください。

ウ 営業年数

審査基準日の前日までの営業年数を記載してください（1年未満は、切捨てとします。）。

「創業」の時期は、個人経営から同じ業種の法人組織に変更した場合は個人営業開始年月を、個人の方で営業の同一性を失うことなく家業相続を行っている場合は相続前の創業年月を記載してください。

「現組織への変更」は、個人営業を法人に、又は有限会社を株式会社に変更した場合等法人格の変更の日を記載してください。

エ 販売（製造）実績高

審査基準日直前1年間の販売（製造）実績を記載してください。

6月決算の法人については、2期分の合算をもって1年とします。

オ 自己資本額

法人の場合は審査基準日直前の事業年度の決算における純資産の額を、個人の場合は次年繰越しの純資本の額を記載してください。

(3) 委任状（第3号様式）

指定様式の委任状に記載されている権限は、全て委任するものとし、一部委任は認められません。ただし、「代金の請求並びに受領に関する件」のうち、受領に関しては委任しないことも可能ですので、その場合は、二重線を引き、実印を押して抹消してください。

(4) 営業種目一覧表（第4号様式）

希望する販売物等に○印を付けてください。

申請者名（法人の場合は団体名、個人の場合は本人氏名）を必ず記載してください。

許認可等が必要な営業種目については、許認可証等の写しを添付してください。添付されていない場合は、営業種目が登録されない場合があります。

なお、一覧表は、該当のない頁も含め、6枚全て提出してください。

## 9 審査結果の通知

高知県会計管理局総務事務センターのホームページへ競争入札参加資格者登録名簿を掲載し（申請書を受理した月の翌々月の第一開庁日）、これをもって審査結果の通知とします。（資格者登録名簿に登録しない旨の決定をした場合を除く。）

## 10 物品電子調達システムの参加申し込み

(1) 電子調達への参加を希望される方は、まず「令和3年度～令和5年度競争入札参加資格登録名簿（物品購入等関係）」へ登録が必要です。なお、電子調達に参加できる方は、県内事業者に限られます。

(2) 電子調達への参加申込については随時受け付けますが、毎月20日までに受け付けたものについて、受付

日の翌月の初日開庁日から参加可能となります。

- (3) 申請様式については、高知県総務事務センターホームページ (<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180301/>) に掲載予定（令和3年3月下旬）ですので、そちらも参照してください。

## 11 その他

- (1) 一般競争入札として公告された入札に参加を予定している場合は、申請書第1号様式欄外に、公告日、入札件名及び入札日を記入するとともに、提出時にその旨を必ず申し出てください。  
なお、暴排条例に基づき高知県警察本部への排除措置対象者の該当性に係る照会を含め審査には約3週間の期間を要しますので、審査期間を考慮のうえ、入札に間に合うように申請してください。
- (2) 申請書の記入事項が未記入又は記入事項が著しく不合理であるもの及び添付すべき書類が不備又は未添付のため審査できない場合は、資格の登録を行いません。  
書面への記入及び書類の添付に当たっては、提出前に点検を行い、適正な書類の提出を行ってください。
- (3) 申請書等（第1号様式から第9号様式まで）はA4版で提出してください。
- (4) 提出された納税証明書については、発行した税務署又は県税事務所に確認する場合があります。
- (5) 提出された個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書は、高知県税務課を経由して、高知県内市町村に提供されます。
- (6) 登録後に、商号、代表者、住所、印鑑等が変更になった場合には、直ちに「変更届（第10号様式）」を提出してください。  
なお、変更届が提出されるまで、資格者登録名簿の変更は行われませんので、ご注意ください。

## 資格審査申請に必要な提出書類

○：必ず提出 △：該当する場合に提出

	提出書類	法人	個人	発行場所 (依頼先)
1	提出書類チェックリスト	○	○	
2	競争入札参加資格審査申請書（第1号様式） <u>※実印は第1号様式のみ押印</u>	○	○	
3	営業概要書（第2号様式）	○	○	
4	委任状（第3号様式） <u>※押印不要</u> 取引権限を支店等に委任する場合に提出してください。	△		
5	営業種目一覧表（第4号様式） 希望する販売物等に○印を付けてください。	○	○	
6	登記事項証明書又は登記簿謄本（履歴事項全証明書又は現在事項全部証明書） （写し（両面印刷）可） 申請日の前3月以内に交付されたものを提出してください。	○		法務局
7	身分証明書（写し可） 申請日の前3月以内に交付されたものを提出してください。		○	本籍地の市町村
8	印鑑証明書（写し可） 申請日の前3月以内に交付されたものを提出してください。	○	○	法人：法務局 個人：市町村
9 (注)	<p>都道府県税全てに係る納税証明書（写し可）</p> <p>審査基準日の前日までに納期限の到来する以下の都道府県税について、滞納がないことの証明書を提出してください（事業を開始したばかりで、課税されていなくても提出が必要です）。</p> <p>①法人の場合：第1号様式の「登録事業所」がある都道府県に対する<b>全ての税</b></p> <p>②個人の場合：個人事業税及び個人県民税（住民税）</p> <p>滞納のない証明書が発行されない都県については、法人にあっては直近事業年度の納税証明書、個人にあっては居住している都県の個人事業税の納税証明書を提出してください。</p> <p>※申請日の前3月以内に交付されたものを提出してください。</p>	○	○	登録事業所のある都道府県税事務所
	<p><b>新型コロナウイルス感染症の影響により徴収の猶予を受けている場合</b></p> <p>次のいずれかを提出してください。</p> <p>①地方税法附則第59条第1項の規定により徴収猶予を受けている旨の記載がある「納税証明書」（写し可）</p> <p>②「納税証明書」に徴収の猶予について明記がない場合は、「納税証明書」及び「徴収猶予許可通知書」（写し可）</p> <p>※②の場合は、納税証明書に記載されている未納税額の全額が徴収猶予されることが徴収猶予許可通知書で確認できることが必要です。</p> <p>※「納税証明書」は、申請日の前3月以内に交付されたものを提出してください。</p>		○	個人都県民税は市区町村
				(法人事業者、 個人事業者とも同じ)

10 (注)	<b>高知県税の納税証明書</b> (写し可) 申請者及び登録事業所の住所が高知県外であって、高知県内に支店等の事業所があり、営業概要書に当該支店等を記載している場合は提出してください。これの提出がないと県内事業者として受け付けできません。 ※申請日の前3月以内に交付されたものを提出してください。	△	△	高知県内の 県税事務所
	<b>新型コロナウイルス感染症の影響により徴収の猶予を受けている場合</b> 地方税法附則第59条第1項の規定により徴収猶予を受けている旨の記載がある「納税証明書」(写し可) ※申請日の前3月以内に交付されたものを提出してください。	(法人事業者、 個人事業者とも同じ)		
11	<b>消費税及び地方消費税の納税証明書</b> (写し可) 納税証明書の「その3の2(個人用)」又は「その3の3(法人用)」の <u>いずれか1つ</u> を提出してください(「その1」、「その2」及び「その3」は不可です。) ※申請日の前3月以内に交付されたものを提出してください。	○	○	申請者の所 在地のある 税務署
	<b>新型コロナウイルス感染症の影響により納税の猶予を受けている場合</b> 次のいずれかを提出してください。 ①新型コロナ臨時特例法第3条による国税通則法第46条第1項により納税の猶予を受けている旨の記載がある「納税証明書(その1 納税額等証明用)」(写し可) ②「納税証明書」に納税の猶予について明記がない場合は、「納税証明書(その1)」及び「納税の猶予許可通知書」(写し可) ※②の場合は、納税証明書に記載されている未納税額全額について納税の猶予を受けていることが明記されていることが必要です。 ※「納税証明書」は、申請日の前3月以内に交付されたものを提出してください。	(法人事業者、 個人事業者とも同じ)		
12	<b>財務諸表</b> (直近1事業年度分)( <b>個人の場合は、第5号様式</b> ) <u>※押印不要</u> ①法人の場合:(1)貸借対照表、(2)損益計算書、(3)株主資本等変動計算書 ②個人の場合:青色申告決算書の写しなど、決算状況が分かるもの	○	○	
13	<b>個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書(第6号様式)</b> <u>※押印不要</u> <input checked="" type="checkbox"/> 1の場合、個人住民税特別徴収税額の決定・変更通知書(写し)は不要です。	○	○	
14	<b>暴力団排除に関する誓約書(第7号様式)、 役員等名簿(第7号様式の2)</b> } <u>※押印不要</u> 役員等名簿は、申請する時点の役員等を記載してください。	○	○	
15	<b>印刷に関する保有設備等申告書(第8号様式)</b> 営業種目一覧表で「61印刷」の欄に○印を記載した場合は、必ず提出してください。 提出がない場合は、「61印刷」に係る営業種目の登録ができません。	△	△	
16	<b>営業許可証・認可証等(写し)</b> 営業にあたって取扱いに許認可等が必要な場合(営業種目一覧表に例示しています。)は、許可証・認可証等の写しを提出してください。 提出がない場合は、当該営業種目の登録はできません。	△	△	

17	ISO14001の「環境マネジメントシステム登録証」又はエコアクション21の「エコアクション21認証・登録証」(写し) 認証を取得している場合にのみ提出してください。認証を取得していても、これらの提出がない場合は、これらの認証を取得している事業者として受付できません。	△	△	
18	「高知県ワークライフバランス推進企業認証書」又は「高知県次世代育成支援企業認証書」(写し) 認証を取得している場合にのみ提出してください。認証を取得していても、これらの提出がない場合は、これらの認証を取得している事業者として受付できません。	△	△	
19	障害者雇用申立書(第9号様式) <u>※押印不要</u> 該当する場合は提出してください。 (詳細は、第9号様式「注意事項」をご覧ください。)	△	△	

※ 受領書は用意しておりませんので、必要な場合は、任意の用紙をご用意ください。

また、郵送をご希望の場合は、返信用ハガキ又は返信用封筒(第一種定形郵便。84円(料金が改定された場合はその額)の切手を貼付してください。)に受領書の送付先を記入して送付してください。

(注) 9「都道府県税全てに係る納税証明書」及び10「高知県税の納税証明書」の補足説明

1 県内事業者 (A、Bは高知県以外の都道府県を表します。)

	申請者住所	登録事業所住所	その他高知県内所在事業所 (営業概要書記載の事業所)	必要な「都道府県税全てに係る納税証明書」
1①	高知県	高知県		高知県税事務所発行証明書 1通 計1通
1②	A都道府県	高知県		高知県税事務所発行証明書 1通 計1通
1③	A都道府県	A都道府県	あり	A都道府県税事務所発行証明書 1通 高知県税事務所発行証明書 1通 計2通
1④	A都道府県	B都道府県	あり	B都道府県税事務所発行証明書 1通 高知県税事務所発行証明書 1通 計2通

(注) 1③、1④で、高知県税事務所発行証明書が添付されない場合、「県内事業者」として認められません。従って、「物品電子調達システム」に参加することができません。

2 県外事業者

	申請者住所	登録事業所住所	その他高知県内所在事業所 (営業概要書記載の事業所)	必要な「都道府県税全てに係る納税証明書」
2①	A都道府県	A都道府県		A都道府県税事務所発行証明書 1通 計1通
2②	A都道府県	B都道府県		B都道府県税事務所発行証明書 1通 計1通



## 提出書類チェックリスト

提出する前に必ずチェックしてください ★印は必ず提出してください。  
 このリストの「種別番号」は、競争入札参加資格申請書（第1号様式）の営業種別の種別番号を記載してください。（「種別番号」は、3年毎に変わっていますのでご注意ください。）  
 なおこのリストは、申請書類一式の1番上にして提出してください。

令和 年 月 日	申請者名（法人の場合は、法人名のみで可）	種別番号

法人の場合	個人の場合	提出書類	受付者 チェック欄
<input type="checkbox"/> ★	<input type="checkbox"/> ★	競争入札参加資格申請書（第1号様式）	
<input type="checkbox"/> ★	<input type="checkbox"/> ★	営業概要書（第2号様式）	
<input type="checkbox"/>		委任状（第3号様式）	
<input type="checkbox"/> ★	<input type="checkbox"/> ★	営業種目一覧表（第4号様式）	
<input type="checkbox"/> ★		登記事項証明書又は登記簿謄本（履歴事項全証明書又は現在事項全部証明書） （写し（両面印刷）可）	
	<input type="checkbox"/> ★	身分証明書（写し可）	
<input type="checkbox"/> ★	<input type="checkbox"/> ★	印鑑証明書（写し可）	
<input type="checkbox"/> ★	<input type="checkbox"/> ★	納税証明書（都道府県税 写し可）	
	<input type="checkbox"/> ★	納税証明書（個人県民税（住民税）市町村発行 写し可）	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	納税証明書（高知県の県税 写し可）	
<input type="checkbox"/> ★	<input type="checkbox"/> ★	納税証明書（消費税及び地方消費税 写し可）	
<input type="checkbox"/> ★	<input type="checkbox"/> ★	財務諸表（直前1事業年度分）（個人の場合は第5号様式）	
<input type="checkbox"/> ★	<input type="checkbox"/> ★	個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（第6号様式）	
<input type="checkbox"/> ★	<input type="checkbox"/> ★	暴力団排除に関する誓約書（第7号様式）・役員等名簿（第7号様式の2）	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	印刷に関する保有設備等申告書（第8様式）	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	営業許可証・認可証等（写し）	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ISO14001 登録証（写し）又はエコアクション21 認証・登録証（写し）	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	高知県ワークライフバランス推進企業認証書（写し）又は高知県次世代育成支援企業認証書（写し）	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	障害者雇用申立書（第9号様式）	

※ 受領書は用意しておりませんので、必要な場合は、任意の用紙をご用意ください。

また、郵送をご希望の場合は、返信用ハガキ又は返信用封筒（第一種定形郵便。84 円（料金が改定された場合はその額）の切手を貼付してください。）に受領書の送付先を記入して送付してください。

登録番号(記入してください)

—

第1号様式

## 競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

(申請者) 郵便番号  
住 所

商号又は名称

代表者職氏名  
又は氏名

電 話 ( ) —

記入担当者 氏名  
電話 ( ) —

※申請書の記載事項に関する問い合わせに答えられる方を記載  
してください。

実印

令和3年度から令和5年度までにおいて、高知県が発注する物品の購入（製造を含む。）、サービス（清掃、警備及び設備保守管理を除く。）に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書の全ての記載事項及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

### 登録事業所（高知県と契約する本店・支店・営業所等）

郵便番号 住 所	〒
代 表 者	フリガナ
	商号又は名称
	フリガナ
	代表者職氏名 又は氏名
電 話	( ) —
F A X	( ) —
営 業 種 別 (1種のみ)	※第4号様式の【営業種別一覧】から選択してください。 (記入例：51 車両、船舶、航空機)
使用印鑑 (登録事業所が高知県との契約や請求書等の書類に使用する印鑑)	※申請者が法人であって、代表者印に商号（登録事業所の名称）が刻印されていない場合は、登録事業所名が刻印された社印も必ず押印してください。



# 委任状

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

住 所

(委任者) 商号又は名称

代表者職氏名

又は氏名

私は、

商号		職		氏名	
----	--	---	--	----	--

を

代理人と定め、令和 年 月 日から令和6年3月31日までの間、下記の権限を委任します。

## 記

- 1 見積並びに入札に関する件
- 2 契約の締結に関する件
- 3 物品の納入に関する件
- 4 代金の請求並びに受領に関する件
- 5 復代理人の選任に関する件
- 6 前各項のほか物品売買等に関する一切の件

注 1 委任者は、第1号様式の申請者です。

2 「代金の請求並びに受領に関する件」のうち、「受領」に関しては委任しないことも可能ですので、その場合は、二重線を引き、実印を押して抹消してください。

**この様式は、申請者が高知県との契約等を、第1号様式の登録事業所に記載した代表者に委任する場合のみ、提出が必要です。**

## 営 業 種 目 一 覧 表

※該当がない頁も含め6枚全て提出してください。

申請者名 (法人の場合は、法人名のみで可)

### 【営業種別一覧】

第1号様式に記入する営業種別は、次の営業種別一覧の中から**一つ**選び記入してください。

また、下記一覧の種別番号にも○印を付けてください。

51 車両、船舶、航空機	62 資材	73 情報関連サービス
52 工作機械器具	63 衣料、寝具類	74 デザイン関連サービス
53 農林・土木用機械器具	64 スポーツ用品、テント	75 代行関連サービス
54 環境調製機械器具	65 日用品、ギフト	76 広告・催事関連サービス
55 電気・通信機械器具	66 消火・避難器具、防犯・防災用品	77 エージェント・調査関連サービス
56 一般家庭電気器具	67 写真類	78 廃棄物処理関連サービス
57 理化学・計測機械器具	68 看板、塗料、染料	79 衛生管理関連サービス
58 医療機器、医薬材料	69 燃料、ガス	80 警察業務関連サービス
59 事務用品、事務用機器	70 家具、厨房	81 その他の専門サービス
60 コンピュータ	71 その他	
61 印刷	72 リース・レンタル等(物的サービス)	

### 【営業種目一覧表】

- 1 登録を希望する販売物等の\*欄に○印を付けてください。(複数選択可)
- 2 登録を希望する販売物等が一覧にない場合は、この様式の6頁目にある自由記入欄に主なものを1品目を20文字以内で記入してください。

*	営業種目	許認可等(例示)
<b>51 車両、船舶、航空機</b>		
	5101 自動車	自動車分解整備事業に係る認証
	5102 特殊自動車	
	5103 ゴーカー	
	5104 バス・クレーン車	自動車分解整備事業に係る認証
	5105 自動車関連用品	
	5106 自動二輪車	
	5107 原動機付自転車	
	5108 自転車	
	5109 競漕用船艇	
	5110 小型船舶	造船法に基づく届出又は小型船造船業法に基づく登録
	5111 ボート・ヨット	
	5112 航空機及び関連機器	
	5113 船舶関連用品	
<b>52 工作機械器具</b>		
	5201 紙加工機械	
	5202 金属工作・加工機械	
	5203 自動車整備用機械	
	5204 木工加工機械	
	5205 計測機械器具	届出の必要な計量機器の取り扱いがある場合は計量法に基づく届出
<b>53 農林・土木用機械器具</b>		
	5301 農業用機械器具	
	5302 畜産用機械器具	
	5303 林業用機械器具	
	5304 土木建設機械器具	

* 営業種目	許認可等(例示)
<b>54 環境調製機械器具</b>	
5401 焼却炉	
5402 環境衛生機器	
5403 空調用機器	
5404 水処理装置	
5405 プール浄化装置	
<b>55 電気・通信機械器具</b>	
5501 視聴覚機材	
5502 非常警報装置	
5503 無停電電源装置	
5504 昇降機	
5505 無線装置	
5506 携帯電話	
<b>56 一般家庭電気器具</b>	
5601 一般家庭電気器具	
<b>57 理化学・計測機械器具</b>	
5701 研究用試験機	
5702 研究用分析機器	届出の必要な計量機器の取り扱いがある場合は計量法に基づく届出
5703 産業教育実験実習装置	
5704 製図機械	
<b>58 医療機器、医薬材料</b>	
5801 臨床検査機器	医薬品医療機器等法に基づく許可又は届出
5802 医療ガスに関わる機械及び器具	医薬品医療機器等法に基づく許可又は届出
5803 X線自動現像機	医薬品医療機器等法に基づく許可又は届出
5804 心電計	医薬品医療機器等法に基づく許可又は届出
5805 胸部・胃部集団検診用装置	医薬品医療機器等法に基づく許可又は届出
5806 自動分析装置	医薬品医療機器等法に基づく許可又は届出
5807 聴力測定検査機器	医薬品医療機器等法に基づく許可又は届出
5808 医療用ベッド	
5809 福祉機器	医薬品医療機器等法に基づく許可又は届出
5810 臨床検査薬	医薬品医療機器等法に基づく許可又は届出
5811 防疫薬剤	医薬品医療機器等法に基づく許可又は届出
5812 毒物劇物	毒物及び劇物取締法に基づく許可
5813 動物用医薬品	医薬品医療機器等法に基づく許可又は届出
5814 レントゲンフィルム	
5815 医薬品	医薬品医療機器等法に基づく許可又は届出
5816 自動体外式除細動器(AED)	医薬品医療機器等法に基づく許可又は届出
<b>59 事務用品、事務用機器</b>	
5901 文具	
5902 用紙類	
5903 事務用機器(机、椅子等)	
5904 コピー機・ファクシミリ	
5905 展示・収蔵設備	
<b>60 コンピュータ</b>	
6001 コンピュータ機器	
6002 ソフトウェア	

* 営業種目	許認可等(例示)
<b>61 印刷</b>	
6101 一般印刷(パンフレット・ポスター外)	(注)印刷に関する保有設備等申告書(第8号様式)を提出してください。
6102 軽印刷(事務用印刷物等)	
6103 地図印刷	
6104 名刺印刷	
6105 フォーム印刷	
6106 シール印刷(ラベル・ステッカー等)	
6107 スクリーン印刷(マグネットシート等)	
6108 OCR印刷	
6109 点字印刷	
6110 賞状印刷	
<b>62 資材</b>	
6201 凍結防止剤	
6202 建築用資材	
6203 漁具	
6204 船具	
6205 農業用資材	
6206 肥料	肥料取締法に基づく届出
6207 飼料	
6208 農薬	農薬取締法に基づく届出
6209 化学工業薬品	
6210 鉄鋼加工製品	
<b>63 衣料、寝具類</b>	
6301 作業服	
6302 病院用被服(白衣等)	
6303 寝具	
6304 病院基準寝具	
<b>64 スポーツ用品、テント</b>	
6401 スポーツ用品	
6402 体育施設機械器具	
6403 キャンプ・登山用品	
6404 潜水用具	
6405 楯・カップ類	
6406 シート幕	
6407 テント	
<b>65 日用品、ギフト</b>	
6501 食器	
6502 荒物・金物	
6503 刃物	
6504 雨具	
6505 ダンボール	
6506 ギフト(贈答品)	
6507 珊瑚製品	
6508 土佐古代塗	
6509 土佐紬	
6510 土佐和紙	
6511 民芸品	

* 営業種目	許認可等(例示)
<b>66 消火・避難器具、防犯・防災用品</b>	
6601 消火器具	
6602 避難器具	
6603 警察用品	
6604 交通安全啓発用品	
6605 防犯・保安用品	
6606 発電機	
6607 防護服	
6608 安全靴	
6609 備蓄食糧	
6610 備蓄用飲料水	
6611 備蓄用品	
<b>67 写真類</b>	
6701 写真現像・焼付け	
6702 マイクロフィルム現像	
6703 カラー電子複写(フルカラーコピー)	
6704 シアゾ式複写(青焼き・第二原図)	
6705 製本(複写物・折り図)	
6706 航空写真	
<b>68 看板、塗料、染物</b>	
6801 塗料	
6802 看板	
6803 ステージハンガー	
6804 標識	
6805 旗	
6806 横断幕・懸垂幕	
6807 染物	
<b>69 燃料、ガス</b>	
6901 ガソリン	揮発油等品質確保等法に基づく登録
6902 灯油	
6903 A重油	
6904 B重油	
6905 C重油	
6906 軽油	特定加工の場合は、揮発油等品質確保等法に基づく登録
6907 航空燃料	
6908 LPガス	液化石油ガス法に基づく登録
6909 高圧ガス	高圧ガス保安法に基づく届出
6910 医療用高圧ガス	高圧ガス保安法に基づく届出
<b>70 家具、厨房</b>	
7001 家具	
7002 特注家具	
7003 ガスレンジ	
7004 業務用冷凍庫・冷蔵庫	
7005 消毒保管庫	
7006 食品加工機械	
7007 食器洗浄機	
7008 調理台・流台	



* 営業種目	許認可等(例示)
<b>71 その他</b>	
7101 米	食糧法に基づく届出
7102 牛乳	食品衛生法に基づく許可
7103 時計	
7104 図書カード	
7105 教科書	
7106 書籍	
7107 楽器	
7108 ゴム印	
7109 木印	
7110 徽章	
7111 選挙関連用品	
7112 動物	
7113 電力	小売電気事業登録書 など
7114 自動販売機による物品等の販売	
<b>72 リース・レンタル等(物的サービス)</b>	
7201 車両リース	
7202 車両点検整備	自動車分解整備事業に係る認証
7203 事務機器リース	
7204 貸テント(レンタル)	
7205 仮設トイレ(レンタル)	
7206 その他のリース	(注) 具体的な取扱い 物品を本様式6頁目の記入欄に記入してください。
7207 その他のレンタル	(注) 具体的な取扱い 物品を本様式6頁目の記入欄に記入してください。
<b>73 情報関連サービス</b>	
7301 データ入力・処理	
7302 ホームページ作成	
7303 システムの設計・開発・運用	
7304 ハードウェアの保守管理(サーバー・端末等)	
7305 教育・講師(インストラクター等)	
7306 その他(情報関連サービス)	
<b>74 デザイン関連サービス</b>	
7401 デザイン・グラフィックデザイン	
<b>75 代行関連サービス</b>	
7501 翻訳	
7502 筆耕(テープ起こし)	
7503 執筆・編集・取材	
7504 報告書・議事録作成	
7505 事業の企画・運営	
7506 コールセンターオペレーター	
7507 人材派遣	労働者派遣法に基づく許可又は届出
7508 その他(代行サービス関連)	
<b>76 広告・催事関連サービス</b>	
7601 広告代理	
7602 イベントに関する企画・運営	

* 営業種目	許認可等(例示)
<b>77 エージェント・調査関連サービス</b>	
7701 旅行の企画・運営	旅行業法に基づく登録
7702 都市計画・交通関係調査業務	
7703 土木・水系関係調査業務	
7704 市場・補償鑑定関係調査業務	
7705 環境アセスメント関係調査業務	
7706 調査・分析・マーケティング	
<b>78 廃棄物処理関連サービス</b>	
7801 一般廃棄物収集・運搬	廃棄物処理法に基づく許可
7802 産業廃棄物収集・運搬	廃棄物処理法に基づく許可
7803 産業廃棄物中間処理	廃棄物処理法に基づく許可
7804 産業廃棄物最終処分	廃棄物処理法に基づく許可
7805 特別管理産業廃棄物収集・運搬	廃棄物処理法に基づく許可
<b>79 衛生管理関連サービス</b>	
7901 浄化槽メンテナンス	浄化槽法に基づく清掃業許可、県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に基づく登録
7902 害虫防除	
<b>80 警察業務関連サービス</b>	
8001 放置車両確認事務等	放置車両確認事務等に係る登録(更新)(県公安委員会)
8002 自動車保管場所現地調査事務等	
<b>81 その他の専門サービス</b>	
8101 写真撮影	
8102 クリーニング	クリーニング業法に基づく届出
8103 運送	貨物自動車運送事業法に基づく許可又は届出
8104 医療事務全般	
8105 臨床検査	
8106 訪問介護員養成研修	
8107 ピアノ調律	
8108 畳表替	
8109 森林整備関係業務	
8110 森林整備関係調査業務	
8111 保険	
8112 スクールバス運行	
8113 調理サービス	

希望する販売物等が一覧にない場合の登録希望販売物等名称記入欄（主なものを1品目、20文字以内）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ この欄に記入したものを第1号様式の営業種別としたい場合、物品販売の場合は「51 車両、船舶、航空機」から「71 その他」の中で該当するものを、サービスの場合は「72 リース・レンタル等(物的サービス)」から「81 その他の専門サービス」の中で該当するものを記入してください。

7206 (その他のリース) を選んだ場合の具体的な取扱い物品 (15文字以内)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

7207 (その他のレンタル) を選んだ場合の具体的な取扱い物品 (14文字以内)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(※個人事業者は必ず提出)

## 財務諸表（個人事業者用）

令和 年 月 日

(申請者) 住所  
氏名

以下の内容については、事実と相違ありません。

1	事業所名	
2	事業所住所	
3	創業年月	年 月
4	添付する決算書類 ※添付する書類に チェックを入れて ください。	<input type="checkbox"/> 青色申告書（1、4ページの写しを添付してください） <input type="checkbox"/> 白色申告書（全ページの写しを添付してください） <input type="checkbox"/> その他の書類（ ）

決算書類の上に、この用紙をホッチキス等でとめて提出してください。

## 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書

※ 該当する口欄に、✓印を入れてください。

- 1 個人住民税の特別徴収を実施している場合 → 下欄に市町村名と従業員等数を必ず記入してください。

〔 高知県内の市町村において、個人住民税を特別徴収すべき従業員等（給与所得）を得る役員等も含まれます。第6号様式備考を参照してください。〕がいる場合

現在、次の市町村において、個人住民税の特別徴収を実施しています。

高知県内に住所を有する上記の従業員等が、直前の1月1日現在において、最も多く居住する市町村名（同数の場合は、いずれか1市町村）及びその市町村に居住する従業員等数

市町村名	従業員等数	人

- 2 新規事業者であるなどの理由で、個人住民税の特別徴収を実施していない場合

高知県内の市町村から、今年度の特別徴収義務者として指定通知を受けていませんが、今後、特別徴収義務者に該当することになった場合には、遅滞なく特別徴収を実施することを誓約します。

- 3-1 県内事業者で、高知県内の市町村において、個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない場合

もし、今後、特別徴収義務者に該当することになった場合は、遅滞なく特別徴収を実施することを誓約します。

- 3-2 県外事業者で、高知県内の市町村に住所を有する従業員がいない場合

もし、今後、特別徴収義務者に該当することになった場合は、遅滞なく特別徴収を実施することを誓約します。

上記の(✓印を入れた)とおり、相違ありません。

また、この書類が、高知県税務課を経由して、高知県内の市町村へ提供されることに同意します。

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

〒

住 所

(申請者) フリガナ 商号又は名称

代表者職氏名

又は氏名

電話番号 ( ) —

必ず2部(1部はコピー)提出してください。

## 1 従業員等の個人住民税の特別徴収とは

給与支払者（雇い主）が、給与所得者（従業員等）に給与を支払う場合には、所得税法の規定により、その給与から所得税を源泉徴収（天引き）して、国に納めなければなりません。

個人住民税の特別徴収とは、雇い主が、従業員等に代わって、その従業員等が納めるべき個人住民税（市町村民税と県民税）を、所得税と同じように、給与から天引きして、市町村に納める制度です。（この場合の雇い主を個人住民税の「特別徴収義務者」といいます。）

所得税法第183条の規定によって、所得税を源泉徴収する義務がある雇い主（源泉徴収義務者）は、地方税法第321条の4及び従業員の住所地の市町村の条例の規定により、原則として、個人住民税の特別徴収義務者となります。

**ここで、「従業員等」とは、一般の従業員だけでなく、事業所から所得税法上「給与所得」とみなされる役員報酬を得る役員や、青色事業専従者も含まれます。**

ただし、申請者（雇い主）において特別徴収義務のあるのは、昨年中（1月1日～12月31日）に給与所得のあった従業員等であって、かつ、今年4月1日現在、申請者から給与の支払を受ける者に限られます。

申請者（雇い主）が、特別徴収義務者に該当するかどうか、また、その手続などについて不明な場合は、従業員等の住所地（今年1月1日現在）の市町村役場住民税担当課へお問い合わせください。

## 2 個人住民税特別徴収の実施方法

所得税の源泉徴収義務者から、1月31日までに市町村に提出された前年分の給与支払報告書に基づいて、従業員等ごとの特別徴収すべき住民税の税額を市町村が計算し、原則として5月31日までに、特別徴収義務者に通知します。（地方税法第321条の4）

特別徴収義務者は、その通知に基づいて、各従業員等の毎月（6月～翌年5月）の給料から、特別徴収税額を天引きして、翌月10日までに市町村へ納めていただくことになります。（地方税法第321条の5）

## 3 第6号様式の作成等について

(1) 第6号様式は、申請者が、高知県内の市町村における上記の特別徴収義務を実施しているかどうかを確認させていただくためのものです。

**1による申告又は2、3-1、3-2のいずれかによる誓約を行わない場合は、資格審査の申請は出来ません。**

(2) この書類は、審査基準日（申請月の前月の初日）現在で作成し、該当の項目の口欄に、✓印を入れてください。

(3) 新規事業者である等の理由により、審査基準日現在、高知県内の市町村から、地方税法第321条の4の規定による特別徴収義務者の指定通知を受けていない場合は、**2**により誓約してください。

(4) 県内事業者で、高知市内の市町村において、個人住民税を特別徴収すべき従業員等が全くいない場合は、**3-1**により誓約してください。

(5) 県外事業者で、高知市内の市町村に住所を有する従業員等が全くいない場合は、**3-2**により誓約してください。

(6) 第6号様式は、**2部（1部は写し）**提出してください。1部は、高知県税務課を経由して高知県内の市町村へ提供されることがあります。

## 暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

(申請者) 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

又は氏名

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合は、契約の解除等の高知県が行う一切の措置及び当方が不利益を被ることとなっても、異議の申立てを行いません。

### 記

次のいずれかに該当するものではありません。また、将来においても該当することはありません。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実がある。
- (3) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等である。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配している。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用している。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与した。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用した。
- (9) 役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用した。
- (10) 役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している。

## 役員等名簿

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

住 所  
 (申請者) フリガナ  
 商号又は名称  
 代表者職氏名  
 又は氏名

※フリガナ、生年月日等、記載もれがないようにしてください。

※No.1 及びNo.2の役職名等欄は変更しないようにしてください。

No.	役職名等	フリガナ	生年月日	性別
		氏 名		
1	申請者代表者		明・大 昭・平 . .	男・女
2	登録事業所代表者	1と同じ場合、同上と記載してください。	※同左 明・大 昭・平 . .	男・女
3			明・大 昭・平 . .	男・女
4			明・大 昭・平 . .	男・女
5			明・大 昭・平 . .	男・女
6			明・大 昭・平 . .	男・女
7			明・大 昭・平 . .	男・女
8			明・大 昭・平 . .	男・女

- ※① 役員等とは、競争入札参加資格審査申請要領1の(9)のウに規定する者及び登録事業所代表者をいいます。  
 なお、申請者と登録事業所代表者が異なる場合は、No.2に登録事業所の代表者を記入してください。
- ② この用紙に記載しきれない場合は、用紙を複写して記入してください。  
 なお、複写した用紙は、2枚目以降については、No.1及びNo.2欄は記入しないでください。  
 また、この様式を複数枚提出する場合であっても、申請者欄への記名は全ての用紙について行ってください。
- ③ この名簿は、高知県暴力団排除条例及び令和3年度から令和5年度までの物品の購入又はサービスの契約に係る競争入札参加資格等(令和2年10月6日付け高知県告示第810号)に基づき暴力団を県の事務から排除するために必要な措置として入札参加資格審査申請要件を確認するために使用するものとし、それ以外の目的のために提供し、又は利用することはありません。

※この様式は、第4号様式（営業種目一覧表）で61印刷のいずれか（6101～6110）に○印をした申請者は必ず提出してください。

## 印刷に関する保有設備等申告書

申請者名（法人の場合は、法人名のみで可）

### 1 設備

設備名	メーカー/型番	用途	サイズ/色数等	台数

### 2 従業員数（複数にまたがる者は主に従事しているものに含めてください。）

管理・経営	営業	企画・デザイン	組版	製版
人	人	人	人	人
印刷	製本	その他	合計	
人	人	人	人	

### 3 得意とする印刷分野（具体的に記入してください。）

--



## 障害者雇用申立書

下記【注意事項】欄をご確認のうえ、該当する□欄に、✓印を入れてください。

## 法定雇用率制度の適用がある方

- 1 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）で規定する法定雇用率制度の適用があり、かつ、**法定雇用率（2.3パーセント）**を達成しています。  
**※法定雇用率達成とは、公共職業安定所に提出している障害者雇用状況報告書の表中「身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数」欄が0人の場合です。**

上記1に該当する場合で、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき障害者の雇用状況を国へ報告している場合は、**直近の障害者雇用状況報告書の写し**（公共職業安定所の受付印のあるもの。ただし、**受付印がないものは、簡単な理由を報告書の写しに記載してください。例：電子申請、郵送申請**）を必ず添付してください。

**※法定雇用率制度の適用があるが、法定雇用率（2.3パーセント）を達成していない方は、第9号様式（障害者雇用申立書）の提出は不要です。**

## 法定雇用率制度の適用がない方

- 2 障害者の雇用の促進等に関する法律で規定する法定雇用率制度の適用はないが、同法第43条第1項に規定する障害者雇用率に算入される障害者を、次のとおり、常用労働者として雇用しています。
- |                       |        |
|-----------------------|--------|
| 週所定労働時間30時間以上の者       | _____名 |
| 週所定労働時間20時間以上30時間未満の者 | _____名 |

上記の（✓印を入れた）とおり、相違ありません。

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

住 所

(申請者) 商号又は名称

代表者職氏名  
又は氏名

## 【注意事項】

- 常用労働者でかつ週所定労働時間30時間以上の者を43.5人以上雇用している場合には、原則として、法定雇用率制度が適用されます。
- 常用労働者とは、①から③までのいずれかに該当する者をいいます。
  - 期間の定めなく雇用されている労働者
  - 一定の期間を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、過去1年以上の期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる労働者
  - 日々雇用される労働者であって、雇用契約が日々更新されて、過去1年以上の期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる労働者